

子ども・子育て支援

子どもは財産・箱根で子育て・みんな子育て

出産や子育てのための経済的な支援をはじめ、不安や悩みごとの相談窓口などを紹介します。保育園の完全無償化など、県内でもトップクラスの手厚い支援で子育て世代をサポートします。



つながってる

P10

出産に向けて

妊娠から出産直後まで

- New 産婦健康診査費用助成
- New 新生児視聴覚検査費用助成
- ♡不妊症・不育症治療費助成
- ♡妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査助成
- ♡はこねっこ誕生祝金

P12

みんな一緒に子育て

お子さんの預け先など

- New 幼児教育・保育施設利用料無償化
- New 認可外保育園保育料等の補助
- ♡こども宅食サービス
- ♡子育て支援センター・子育てサロン
- ♡特別保育
- ♡放課後児童クラブ

P10

なんでも相談ください

妊娠～子育ての相談窓口

P11

すくすく育てよう

手当や医療費の助成など

- ♡産後ケア
- ♡小児・ひとり親家庭・未熟児等医療費助成
- ♡児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- ♡はこねっこ手帳
- ♡各種訪問

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯（児童手当受給世帯）に給付金を支給します。

- ・対象児童1人につき1万円
- 対象となる方には個別に通知します。（公務員は所属庁に確認してください）
- 支給時期等詳しいスケジュールが決まりましたらホームページなどでお知らせします。

健康診査・がん検診の実施を延期します

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康診査・がん検診の実施について、次のとおり延期します。なお、受診券については、6月下旬に送付します。

個別健（検）診

7月1日（水）～令和3年3月31日（水）

集団健（検）診

7月10日（金）さくら館は中止し、9月6日（日）から実施します。なお、中止分については、12月14日（月）さくら館で予定されている検診内容を変更し代替日として実施します。

※集団健（検）診の予約受付期間は、7月1日（水）～7月17日（金）に変更となります。詳細については、広報6月号に掲載します。

照会先

◎特定健診・長寿健診
保険健康課

☎8519564

◎一般健診・がん検診
さくら館

☎8510800

人権問題の相談は

人権擁護委員へ

特設人権相談所開設

町には、法務大臣から委嘱を受けた5人の人権擁護委員があり、人権問題に関する活動をしています。

人権擁護委員は、人権侵害家庭内の問題、隣近所のもめごとなど、人権問題についての相談に応じ、相談者の問題解決に向けての援助を行います。

次の日程で、人権相談所を開設しますので、気軽に相談してください。

日時 6月4日（木）13時～16時

場所 役場分庁舎4階第5会議室

※相談のある方は事前に連絡してください。

照会先

福祉課
☎8517790

国民年金の加入について

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。基本的に日本に住む20歳以上

上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

◆第1号被保険者

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。加入手続きは、ご自身で住所地の市区町村役場の国民年金担当窓口で行います。

◆第2号被保険者

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入している方です。加入手続きは、勤務先が行います。

◆第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者へ、第2号被保険者に扶養されていた第3号被保険者の方も第1号被保険者へ、変更

更手続きが必要になります。お早めに変更手続きをお願いします。

照会先

保険健康課
☎8519564

後付け自動車急発進抑制装置等設置費を高齢者に補助します

自動車運転時のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故や衝突事故を防止するための安全装置を後付けした方に対し次のとおり費用の一部を補助していますので、ぜひ利用してください。

対象車種

65歳以上の方が使用者となっている軽自動車または普通自動車で、自家用車両となっている車

補助額

当該装置の購入費および取付工賃（国のサポート補助金を控除後）の全額

対象

- 次 の 項 目 を 全 て 満 た す 方
- ・65歳以上の運転免許保有者
- ・町税などの未納がない方
- ・当該装置をサポート補助金の認定店で設置してから、起算して1年以上使用する予定の方

申請方法 所定の申請書、車検証の写しなどを設置日から3か月以内に提出してください。

申込・照会先

福祉課
☎8517790

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、一人10万円の特別定額給付金（仮称）の支給をすることとなりました。

現在、町では支給に向けて準備をしている段階で詳細が決まり次第お知らせします。

さて、既にその給付金を装ったサギを疑われる事象が発生しています。

町や県、総務省などが電話で「通帳・キャッシュカードの内容」「暗証番号」を聞いたり、銀行のATMで操作をお願いしたり、給付のための手数料の振込を求められることもありますので、このような電話がかかってきたら小田原警察に連絡してください。

照会先

小田原警察署
☎046513210110